

令和5年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年7月10日 開会

令和5年7月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年7月10日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 18 名

農業委員出席委員

1 番 脇 坂 英 治	2 番 近 藤 千 鶴	3 番 赤 池 勝
4 番 齊 藤 学	5 番 佐 野 守	6 番 佐 野 均
7 番 佐 野 強	8 番 伊 藤 照 男	9 番 近 藤 雅 隆
10 番 村 松 義 正	11 番 富 永 政 則	12 番 宮 島 孝 子
14 番 旭 一 昭	15 番 荻 真 教	16 番 後 藤 文 隆
17 番 佐 野 む つ み	18 番 内 堀 忠 雄	19 番 杉 山 弘 子

欠席委員

13 番 遠 藤 光 浩

農地利用最適化推進委員出席委員

1 番 土 井 治	2 番 塩 川 金 彦	3 番 渡 井 清 孝
5 番 竹 川 篤 志	6 番 村 松 慎 一	7 番 土 井 一 彦
8 番 加 藤 文 男	9 番 藤 浪 庸 一	10 番 有 賀 文 彦
11 番 鈴 木 四 郎	12 番 篠 原 兼 義	13 番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

4 番 渡 邊 勝 彦

事務局職員

(併) 事務局長	野 毛 裕 紀 子	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任主査	押 尾 貞 治	主 査	池 田 幸 司

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会に先立ちまして、農業委員の欠員補充につきまして、去る6月20日に市議会6月定例会において同意をいただき、市議会の近藤千鶴議員に対しまして、6月22日に市長から辞令交付がありましたので報告とともに紹介させていただきます。

議席につきましては、会議規則第7条の規定により、前任者の議席とすることになっておりますので、2番とします。担当地区は、芝川地区を担当していただきます。それでは、2番 近藤千鶴委員から御挨拶をいただきたいと思います。

2番 近藤 千鶴

近藤千鶴です。これまで何回か傍聴させていただいておりましたが、今後は農業委員として農地転用について考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。これからよろしくお願いします。それでは、会議に入る前に13番 遠藤光浩委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日一日と決定いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、18番 内堀忠雄委員、19番 杉山弘子委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、18番 内堀忠雄委員、19番 杉山弘子委員を指名いたします。

本日の議事の日程は、目次のとおり、報第39号から議第47号です。

初めに、報第39号から報第44号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和5年5月21日から令和5年6月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1及び2ページを御覧ください。

朗読します。

報第39号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

朗読します。

報第40号 農地法 第18条 第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4から6ページを御覧ください。

朗読します。

報第41号 農地法 第3条の3 第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、4件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7及び8ページを御覧ください。

朗読します。

報第42号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について」

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、5件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9から13ページを御覧ください。

朗読します。

報第43号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について」

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、17件の届出を受理しました。

続きまして、議案の14ページを御覧ください。

朗読します。

報第44号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり、現地確認のうえ2件の特例農地の利用状況を通知しま

した。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第39号から報第44号まで報告済みといたします。

「議第43号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の15ページを御覧ください。

議第43号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。

申請地は青木で、妙善寺の東に位置する農地です。

受人は宮原にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は多肉植物を栽培する認定農業者でこれまで申請地を中間管理にて貸借していましたが所有権移転を行いたく申請するものです。

受人の許可後耕作面積は3,161平方メートルで、受人の稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は杉田で、秀栄産業の北西に位置する農地です。受人は富士市江尾にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

申請地は亡くなった義父が所有し、現在は義弟が相続して所有しているものです。受人は申請地を以前から長年にわたり耕作しており、現時点においても多品目の露地野菜を栽培しています。

受人の許可後耕作面積は265平方メートルで、受人の稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び第4項は同一受人の案件となるため、一括して説明します。

別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は北山で、北山第一区区民館の西及び南西に位置する農地です。受人は北山にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、申請地近傍に居住しており、渡人が農地の管理ができないため譲渡することになりました。

た。受人の別世帯の父が水稻栽培の経験があるため、その指導を受け水稻栽培を行う計画です。

受人の許可後耕作面積は2,602平方メートルで、受人の稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は上条で、上条上区区民館の南西に位置する農地です。

受人は上条にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は渡人が市外に居住しており管理ができず、近傍に居住することとなった申請者へ移転することとなりました。申請人はこれまで実家の農地を3年程度手伝っており、申請地の耕作にあたっては親族が手伝う予定となっています。

申請地には、小屋が建設されており、地面も固く耕作不向きな状態ですが、申請者及びその代理人である澤登書士によると当該小屋は今後農機具保管等のために利用し、所有権移転後申請地は起こして利用するとのことでした。

受人の許可後耕作面積は594平方メートルで、稼働人員は1名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は、猪之頭で市立井之頭小学校の東に位置する農地です。

受人は猪之頭にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

申請地は、受人の亡くなった義母が所有していた20年前から申請人が耕作しており、今回正式に所有権移転を行うものです。申請人は露地野菜等を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,837平方メートルで、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第6項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、第2項から第6項まで、担当委員の調査報告をお願いします。

6番。

6番 佐野 均

議第43号第2項について報告します。

7月4日9時30分、申請人、事務局、私3人で、現地に集合し、説明を受け畑を確認しました。

作付けもされており、申請書通り問題ないと判断しました。審議のほど、よろしく申し上げます。

18番 内堀 忠雄

ただいま審議中の第3項及び第4項は、同一譲受人の案件ですので一括して調査結果について報告します。

7月4日、譲受人が仕事の都合で立ち会えないということで、譲受人の父親、■■■■行政書士と現地でお会いし話を聞きました。

譲受人は、新規就農です。食に興味があり自分が育てた米を食べたいということで、農地の取得に至りました。

申請地は現在水稲が栽培されています。

譲受人の実家はすぐ近くにあり、農繁期には農業の手伝いをしており技術・経験も備えております。申請地では水稲を栽培し周辺地域の慣行での栽培を計画しており、周辺における影響や農地の効率的利用に問題はありません。

農機具については、実家の物を使用するとのこと。

申請書のとおり問題ないものと思われま。

御審議の程お願い致します。

事務局 池田主査

第5項の案件は会長の担当地区となります。事前に事務局が調査報告を預かっていますので代読します。

7月4日の火曜日午後2時頃、申請人、申請人代理行政書士、土井農地最適化推進委員と私、事務局1名の計6名で現地調査をさせていただきました。

現地は渡人が遠方におり管理できず、所有権移転後近隣に住む受人が耕作を行う予定となります。現場は地面が固く、また小屋が建っておりますが、この小屋は農機具小屋として利用し、従事者の親族が手伝って土地をおこして農地として利用します。

事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほど、よろしく申し上げます。

17番 佐野むつみ

ただいま審議中の第6項について報告いたします。7月7日、午前9時30分から、申請者及び代理人の書士、事務局1名、伊藤委員、私で現地で調査をしました。事務局の説明どおり問題ありませんので、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

「議第44号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の17ページを御覧ください。

朗読します。

議第44号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について
農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりであったので審議を求める。

第1項及び航空写真6ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。

申請人は、自宅近傍の申請地で太陽光発電施設を設置するため申請に及んだものです。

申請地は市営粟倉住宅の北東に位置している、市街化区域からは200メートル程度離れた第2種農地に該当し、周囲は西を市有地、南を官地と山林、北を道路、東を宅地に接します。

富士宮市の小規模太陽光発電設備の設置ガイドラインに沿って施工し、境界にはフェンスを設置し見切りする計画のため、影響は軽微であると思われます。周辺の土地で代替性を検討しましたがありませんでした。雨水等については自然浸透により処理を予定しております。

その他法令については、抵触はなく問題はありませんでした。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真6ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。

申請人は、テニスコート敷地の一部が当該農地に一部はみ出ることから申請に及んだものです。

農地以外でも官地部分にもはみ出しているテニスコート敷地については、管理課との間で処分について確認をしております。

申請地は市営粟倉住宅の北東に位置している、市街化区域からは200メートル程度離れた第2種農地に該当し、周辺の土地で代替性を検討しましたがありませんでした。

申請地の周囲は西を畑、北を官地、南を道路、東を宅地に接し、畑との間は見切りがされており周辺への農地への影響は軽微であると思われます。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、第1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

10番 村松 義正

第1項の調査結果について報告します。

7月7日午後2時10分、申請人代理人行政書士の■■■■様、推進委員の村松様、私、事務局とで現地で話を聞きました。先ほど事務局から説明がありましたとおり、市のガイドラインに基づ

き設置する計画で、既に周辺住民への説明は済んでおります。雨水は自然浸透、周囲はフェンスを立てます。周囲に農地もなく、申請書のとおり問題はありませんので、御審議のほどお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

2番。

2番 近藤 千鶴

住民に説明が済んでいるとおっしゃったんですけれども、そんなときにどんな御意見が出たのかということと、太陽光発電ですがフィット制度を使っているのか。この2点をお伺いしたいと思います。

事務局 押尾主任主査

まず、1点目の周辺への住民への説明でございますけれども、近隣住民への説明はしております。特に問題ということでは聞いていないということになろうかと思えます。

2点目のフィットにつきましては、今回はフィットでの申請というところになっていると聞いております。

説明は以上になります。

議長

いいですか。

2番。

2番 近藤 千鶴

フィット制度を使った場合、その条項の中に地域住民への説明というところが義務づけられているわけなんですけれども、それはその認識でよろしいでしょうか。

事務局 押尾主任主査

フィット制度の中では、地域住民との説明というのが義務づけられているかどうかと、ちょっとうちのほうは分かりませんが。ただ、これ、環境エネルギー室が窓口となって太陽光の取り扱い、指導をしておりますので、その中において住民への説明ということでお願いをしているところでもあります。農業委員会的に見るところは、周辺の農地への影響というところで見ていきますので、当然これをやるに当たっては、周辺の農地の所有者の了解を得ているかどうかということは農業委員会のほうでも確認をとっております。そういうようなところでやりますので、よろしく申し上げます。

議長

いいですか。

2番 近藤 千鶴

はい。

議長

ほかにありませんか。

では、農業委員による採決を行います。

議第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第44号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の18ページを御覧ください。

朗読します。

議第45号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が売買により権利取得し、太陽光発電設備用地として転用しようとするものです。

申請人は、広島県に本社を置く太陽光発電を主とした発電事業を営んでいる会社で、事業用地を探していたところ申請地を取得できることとなったため、太陽光発電設備の設置用地として転用しようとするものです。

申請地は小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替性を検討しましたがありませんでした。周囲は北と東を山林、南を道路、西側は消防団詰所に接しておりますが、隣接地との間にはフェンスを設置するため周辺農地への影響は軽微と思われまます。

富士宮市の小規模再生可能エネルギー発電設置ガイドラインに沿って施行し、万が一、被害が発生した場合は自己責任にて対応します。太陽光発電設備につきましては一部が5条森林に該当しますが、関連部署に既に届出済みであり、その他法令への抵触はなく、近隣への説明も行っており問題ないと判断しました。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人は、現在市内で賃貸住宅に住んでおり、

住宅建築を検討したところ、売買により土地を購入し優良田園住宅を建築するため申請に及んだとのことです。

申請地は、富士宮市保健センターの南側に位置する市街化区域に近隣する第2種農地に該当します。周囲は、北と東を畑、西と南を道路に接しますが、境界には見切りを施工する計画であるため、影響は軽微であると思われます。

また、市から優良田園住宅建設計画について認定されております。資金は借入れで確保されており、許可後すぐ着工する計画となっております。また、今回の申請で転用されず残った細長い農地が47平方メートルございますが、こちらは農地法第3条許可申請を予定しているとのことです。

第3項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人は、住宅建築を検討したところ、売買により土地を購入し、優良田園住宅を建築するため申請に及んだとのことです。

申請地は、上井出小学校の南側約200メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は、西を道路、北を畑、北と南を宅地に接しますが、被害防除措置を行い、何か問題が生じた場合は申請人が自己の責任で解決します。

また、市から優良田園住宅建設計画について認定されております。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が売買により申請地を取得し、資材置き場に転用しようとするものです。

申請法人の本社事業所は、申請地のすぐ北側に位置しておりますが、道が狭く幹線道路沿いで本社事業所にも近く車両が容易に乗り入れできる土地を探していたところ、所有者と話がまとまり申請に及んだとのことです。

申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は、西を宅地、北と東を畑、南を道路に接しますが、被害防除措置を行い、何か問題が生じた場合は申請人が自己の責任で解決します。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、第1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

19番。

19番 杉山弘子

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告いたします。

7月7日、午後1時30分より、■■■■様と農業委員の後藤さんと私、事務局1名、計4名で現地調査をさせていただきました。

申請地は荒れ地化されていました。私には高齢で土地の管理が難しく、かつ親族に営農できる方がいないため転用したいとのことでした。譲受人は、低圧太陽光発電の建設を予定し、電気を必要とする企業へ共有するためと話されています。

隣地地権者へは、本事業に関する説明は完了して御了解を頂いているとのことでした。事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ここで、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第45号は、原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第46号 転用目的・事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

それでは、議案の20ページを御覧ください。航空写真につきましては11ページになります。

朗読いたします。

議第46号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求めらる。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請地は、障害者支援施設三和荘の東に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に当たります。令和4年2月22日に許可を受けました当該申請地における資材置場第5条申請につきまして、当初は工事計画を令和4年8月31日までで申請していましたが、許可後に土地所有者が逝去されたことなどを理由として、そのまま着工されないでいたところであり、このたびほかに提出されている土地利用事業軽微変更届と合わせて工期の変更申請がなされたものです。

説明は以上となります。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第47号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の21ページを御覧ください。

議第47号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年7月10日付富農第330号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙、農用地利用集積計画（案）について、説明いたします。ページを2枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数、10人。利用権を設定する者の数、14人。利用権を設定する農用地の面積は、計5万5,192平方メートルとなります。今回、所有権移転はございません。

1枚めくって、集積計画を御覧ください。

貸借につきまして、第1項から第14項まで全て中間管理事業となります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真は12ページを御覧ください。

申請地は原で、白糸ふれあいホールの南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で、新規となります。移転後経営面積は9万5,765平方メートルとなります。

続きまして、第2項及び3項は同一受人の案件となりますのでまとめて説明いたします。

別冊航空写真、13ページを御覧ください。

申請地は内野で、内野神社の西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で、新規となります。移転後経営面積は9万5,765平方メートルとなります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真、14ページを御覧ください。

第4項申請地は内房で、内房橋の南西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。期間は10年、新規です。移転後経営面積は5,107平方メートルです。

続きまして、第5項及び別冊航空写真、15ページを御覧ください。

申請地は人穴で、井出トマト農園の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は10年、新規になります。移転後経営面積は11万5,430.1平方メートルです。

続きまして、第6項及び7項は同一受人の案件ですのでまとめて説明いたします。別冊航空写真、16ページを御覧ください。

申請地は大鹿窪で、大鹿窪区民会館の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年、新規です。移転後経営面積は5万5,899.42平方メートルとなります。

続きまして、第8項及び別冊航空写真、17ページを御覧ください。

申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の南東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年、新規となります。移転後経営面積は8万769.58平方メートルとなります。

続きまして、第9項及び別冊航空写真、18ページを御覧ください。

申請地は外神で、外神あけぼの保育園の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は5年、新規となります。移転後経営面積は1万2,799平方メートルとなります。

続きまして、第10項及び別冊航空写真、19ページを御覧ください。

申請地は狩宿で、狩宿の下馬ザクラの北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年、新規で、移転後経営面積は1万5,250平方メートルとなります。

続きまして、第11項及び別冊航空写真、20ページを御覧ください。

申請地は左折で、市立白糸小学校の北西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。期間は5年、再設定となります。移転後経営面積は6万3,530.16平方メートルとなります。

続きまして、第12項及び13項は同一受人の案件となります。まとめて説明いたします。別冊航空写真、21ページを御覧ください。

申請地は外神で、ファーマーズマーケットう宮～なの西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年、新規となります。移転後経営面積は1万2,386.66平方メートルです。

続きまして、第14項及び別冊航空写真、22ページを御覧ください。

申請地は貫戸で、特別養護老人ホーム星の郷の南東に位置する農地です。受人は議案書のとおり

で、使用貸借権設定です。期間は5年、再設定となります。移転後経営面積は7万3,954平方メートルです。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第47号は、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届書の受理状況」を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

農地改良届出書の受理状況、令和5年6月12日から令和5年7月9日について説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

届出人所在地については、受理状況のとおりです。

第1項ですが、農地改良をしたいとのことで、令和5年7月7日、農地改良届出書が提出されました。

申請地は田ですが、5月に農地法第3条許可申請で取得した届出人が、段々になっている土地を平らにならし、将来的にビニールハウスを建てることを予定し届出があったものです。外から土をもってくるがないため市管理課には届出はなく、農業委員会への届出のみとなります。

工期予定は、令和5年7月15日から7月20日までとなっております。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は8月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和5年7月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時40分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

18 番

会議録署名人

19 番